

平成22年 第1回 定例会

田原本町議会会議録

平成22年3月1日

午前10時00分 開会

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (16名)

1番 森井基容君	2番 安田喜代一君
3番 森良子君	4番 永井満智男君
5番 古立憲昭君	6番 西川六男君
7番 竹邑利文君	8番 辻一夫君
9番 吉田容工君	10番 植田昌孝君
11番 松本美也子君	12番 小走善秀君
13番 吉川博一君	14番 松本宗弘君
15番 上田幸弘君	16番 竹村和勇君

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 松井敦博君 議事係長 植田知孝君

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 寺田典弘君	副町長 森口淳君
総務部長 中島昭司君	総務部参事 石本孝男君
住民福祉部長 松田明君	生活環境部長 小西敏夫君
産業建設部長 森島庸光君	総務課長 鍬田芳嗣君

監査委員	楯	宏	君	教育委員長	里見	大	聞	君
教育長	濱川	利郎	君	教育次長	松原	伸	兆	君
会計管理者	福西	博一	君	選挙管理委員会 事務局長	駒井	啓	二	君
農業委員会 事務局長	小泉	義次	君					

平成22年田原本町議会第1回定例会議事日程

3月1日（月曜日）

○開 会（午前10時）

○町長招集挨拶

○会期の決定

○会議録署名議員の選出

○現金出納検査の結果報告

○報第3号 町長の専決事項の指定についての報告

○休 憩（日程の説明）

○請 願 軽量鉄骨住宅耐震診断補助の請願

・趣旨説明

○同第1号 田原本町政治倫理審査会の委員の委嘱につき議会の同意を求めること
について

・提案理由の説明

・採決

○同第2号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて

・提案理由の説明

・採決

○発議案の一括上程（発議第1号より発議第5号までの5議案について）

・趣旨説明

・質疑

・討論

・採決

○議案の一括上程（議第3号より議第23号までの21議案について）

○町長より提案理由の説明

○散 会

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前10時00分 開会

○議長（松本宗弘君） ただいまの出席議員数は16名で定足数に達しております。
よって、議会は成立いたしました。

これより平成22年田原本町議会第1回定例会を開会し、直ちに会議を開きます。

町長招集挨拶

○議長（松本宗弘君） 町長より定例会招集についてのあいさつを受けることにいたします。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、平成22年田原本町議会第1回定例会の開会に際しまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、常日ごろから町勢発展のため多大なご支援、ご協力を賜っておりますこと、厚く御礼を申し上げます。また、本日は公私何かとご多用の中ご出席をいただきまして、今期定例会を開会でき得ましたことに重ねて御礼申し上げる次第でございます。

さて、経済の低迷が続き、景気は依然として低水準で、行財政を取り巻く環境は厳しい状況にあります。このような状況下ではありますが、急速に進む少子化、本格的な長寿社会への対応、教育の充実や防災体制の強化を始め、住民の安全安心の暮らしの確保、健康づくりと福祉の充実など、住民の要望と次代の要請に的確に応えていかねばなりません。また、住民と行政とが町の将来像を共有し、お互いがそれぞれの立場で協働して進めることが必要であります。今後、より実践的・効率的・効果的な事務事業の執行に努め、自治会と連携を図りながら、町の将来像である「自然と歴史・文化が育む新しい生活拠点たわらもと」の実現のため、ともに幸せを感じられるまちづくりに向けて取り組んでまいり所存でございます。

そのような中、今期定例会におきましては、平成22年度各会計予算案を始め23議案の重要案件につきましてご審議を賜るわけでございますが、何とぞよろしくお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。

会 期 の 決 定

○議長（松本宗弘君） 会期の件についてお諮りいたします。本定例会の会期は本日から12日までの12日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、会期は12日までの12日間と決定いたしました。

会議録署名議員の選出

○議長（松本宗弘君） お諮りいたします。会議録署名議員の選出については、会議規則第119条の規定により、議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、議長より指名をいたします。5番、古立議員、6番、西川議員、7番、竹邑利文議員、以上の3名の方をお願いいたします。

現金出納検査の結果報告

○議長（松本宗弘君） 報告事項を求めます。

現金出納検査の結果について、代表監査委員。

（監査委員 檜 宏君 登壇）

○監査委員（檜 宏君） おはようございます。

議長のご指名によりまして、去る12月25日、1月25日、2月25日に、議会選出委員とともに実施いたしました現金出納検査の結果をご報告いたします。

一般会計及び各特別会計に属する11月30日、12月31日並びに1月31日現在の出納状況について検査いたしましたところ、検査現在日での現金残高は、町指定金融機関保有の現金残高及び各金融機関の預金残高の合計と歳入歳出簿現金残高と符合し、関係法令を遵守の上、的確に処理されていたことをご報告申し上げます。

以上でございます。

報第3号 町長の専決事項の指定についての報告

○議長（松本宗弘君） 続きまして、報第3号、町長の専決事項の指定についての報告をいたします。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分されましたのは、変更契約1件であります。なお、既に招集通知とともに専決処分書を配付いたしておりますので、ご清覧おきお願いを申し上げます。

日程の説明の間、暫時休憩いたします。

午前10時06分 休憩

午前10時07分 再開

○議長（松本宗弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に入ります。

軽量鉄骨住宅耐震診断補助の請願

○議長（松本宗弘君） 続きまして、今期定例会までに受理いたしました請願1件は、お手元に配付のとおりでございます。この際、朗読を省略いたしまして紹介議員の趣旨説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。

軽量鉄骨住宅耐震診断補助の請願について紹介議員の趣旨説明を求めます。9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） それでは軽量鉄骨住宅耐震診断補助の請願に対する趣旨説明を行わせていただきます。

まず本題に入る前に、1月に発生したハイチ地震と先月発生したチリ地震で犠牲になられた方のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された多くの方々にはお見舞いを申し上げます。

昨日もチリ地震の影響を受けて、日本国内で津波警報ということで交通網が止まったり、また一部冠水したところもありました。こういう地震を体験しますと、改めて阪神・淡路大震災の記憶が蘇ってまいります。13年の歳月が地震に対する危機感を希薄にさせていたことを再認識した次第です。

それでは本題に入ります。

大東さんが自治会長を務めておられる西八尾自治会は、阪神・淡路大震災を契機に安全安心つどいのまちづくりに取り組んでおられます。自助努力を後押しするために、自治会が共助の役割を十分に発揮するよう、コーラス、体操、詩吟、カラオケ、グラウンドゴルフ、ゲートボールなど、趣味を生かして交流を実践されています。防災についても年に1回、10月に防災の日を設定して、傷の初期手当て、消火器の扱い方、AED心肺蘇生講座、家具の転倒防止教室など、さまざまな取り組みをされてきました。今年の4月には西八尾自主防災減災会を立ち上げる準備をされています。町内でも防災に一番注力されておられる自治会です。

これだけ防災対策をする中で一番心配なことは、自宅の耐震強度です。西八尾自治会約500軒のうち200軒以上が開発当初の軽量鉄骨構造の家です。一般的に軽量鉄骨構造の建物は強度が高いと言われていますが、住んでおられる方にとっては、本当に耐震強度があるのか不安です。一度耐震診断を受けて強度が不足していたら何とか補強したいと考えられています。ところが町の耐震診断補助制度は木造住宅に限定されています。町の耐震政策には、耐震診断や耐震改修が個人の建物に関するものであっても、被災時はインフラ確保や復旧・復興に貢献することから町が財政支援をすると記されています。この趣旨に従えば、軽量鉄骨住宅を耐震診断補助の対象にすべきですし、ぜひ認めてほしいと請願された次第です。

西八尾自治会は昭和44年から開発された住宅団地です。阪神・淡路大震災の芦屋市の記録に「構造別・建築年代別被害率」という資料があります。そこには、全壊・半壊した割合は、木造住宅では昭和56年以前のもの80%以上、軽量鉄骨住宅では、昭和46年以前のもの70%となっています。そのうち全壊率は40%を超えています。この資料からすると、西八尾自治会の軽量鉄骨住宅の耐震強度は、かなり低いと推察されます。

本町は、東海地震、東南海・南海地震の発生の切迫性が指摘されていることと、

建築物の耐震改修の促進に関する法律を受けて、田原本町耐震改修促進計画を定め
ておられます。そこには平成27年度までに住宅の耐震化率を90%にするという
目標がうたわれています。ところが耐震診断を受けた実績は、平成16年以降わず
か45件です。今月の広報に「地震災害に備えよう」という特集が組まれましたが、
残念ながら、そこには「耐震診断」「耐震改修」の言葉は全くありませんでした。
耐震改修への町の意識の希薄さが表れていました。本町の耐震改修促進計画を実践
するためにも、耐震診断補助の対象を軽量鉄骨住宅にも拡大することは大変意義が
あります。

議員の皆さんに訴えます。本議会で軽量鉄骨住宅にも耐震診断補助の門戸を開く
べきだという意思表示をして、町当局に早急に対応を求めようではありませんか。
そのためにも本件請願を採択いただきたくお願いしまして、軽量鉄骨住宅耐震診断
補助の請願の趣旨説明といたします。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして、軽量鉄骨住宅耐震診断補助の請願につい
ての趣旨説明を終わります。

お諮りいたします。本請願については産業建設常任委員会に付託いたしまして審
査を願うことにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、本請願は産業建設常任委員
会に付託して審査を願うことにいたします。

暫時休憩いたします。

（監査委員 榎 宏君 退席）

午前10時14分 休憩

午前10時14分 再開

○議長（松本宗弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

同第1号 田原本町政治倫理審査会の委員の委嘱につき議会の
同意を求めることについて

○議長（松本宗弘君） 同第1号、田原本町政治倫理審査会の委員の委嘱につき議会

の同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長より議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長（松井敦博君） それでは議案を朗読させていただきます。

同 第1号

田原本町政治倫理審査会の委員の委嘱につき議会の同意を求めることについて
次の者を田原本町政治倫理審査会の委員に委嘱したいので、田原本町政治倫理条例（平成11年12月田原本町条例第25号）第5条第3項の規定により議会の同意を求める。

平成22年3月1日提出

田原本町長 寺 田 典 弘

住 所 奈良市登美ヶ丘3丁目12番2号

氏 名 かわ さき よし のり
川 崎 祥 記

生年月日 昭和25年1月27日

経 歴 政治倫理審査会委員

住 所 奈良市佐保台3丁目902番地の275

氏 名 ひら まつ つよし
平 松 毅

生年月日 昭和13年2月25日

経 歴 政治倫理審査会委員

住 所 田原本町大字阪手138番地の48

氏 名 なら ひろし
檜 宏

生年月日 昭和15年12月16日

経 歴 政治倫理審査会委員

住 所 田原本町大字笠形308番地

氏 名 うえ だ えみこ
上 田 江見子

生年月日 昭和15年12月5日

経 歴 田原本町人権擁護委員

住 所 田原本町大字阪手6 8 5番地の8
氏 名 きた うら さた こ
北 浦 佐多子
生年月日 昭和1 8年2月7日
経 歴 田原本町地域婦人団体連絡協議会会長

住 所 田原本町大字佐味6 4 3番地の2
氏 名 やま だ よし さだ
山 田 至 完
生年月日 昭和2 4年6月2 2日
経 歴 田原本町商工会会長

住 所 田原本町大字三笠2 4 1番地の4 7
氏 名 やま なか てい じろう
山 中 悌二郎
生年月日 昭和5年1月1 0日
経 歴 自治会長

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、同第1号、田原本町政治倫理審査会の委員の委嘱につき議会の同意を求めることにつきましてご説明を申し上げます。

本案は田原本町政治倫理審査会の委員の任期満了に伴いますもので、奈良市登美ヶ丘3丁目1 2番2号、川崎祥記氏、昭和2 5年1月2 7日生まれ、奈良市佐保台3丁目9 0 2番地の2 7 5、平松 毅氏、昭和1 3年2月2 5日生まれ、田原本町大字阪手1 3 8番地の4 8、榎 宏氏、昭和1 5年1 2月1 6日生まれ、田原本町大字笠形3 0 8番地、上田江見子氏、昭和1 5年1 2月5日生まれ、田原本町大字阪手6 8 5番地の8、北浦佐多子氏、昭和1 8年2月7日生まれ、田原本町大字佐味6 4 3番地の2、山田至完氏、昭和2 4年6月2 2日生まれ、田原本町大字三笠2 4 1番地の4 7、山中悌二郎氏、昭和5年1月1 0日生まれを適任者として委嘱

いたしたく、田原本町政治倫理条例第5条第3項の規定により議会の同意を求める
ものでございます。

議員各位におかれましては、ご同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提
案理由の説明とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） ただいま町長より説明のありました田原本町政治倫理審査会
の委員の委嘱につき議会の同意を求めることについては、提案どおり同意すること
にご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、同第1号、田原本町政治倫
理審査会の委員の委嘱につき議会の同意を求めることについては、川崎祥記君、平
松 毅君、榎 宏君、上田江見子君、北浦佐多子君、山田至完君、山中悌二郎君に
同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

（監査委員 榎 宏君 着席）

（総務部参事 石本孝男君 退席）

午前10時20分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（松本宗弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

同第2号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求める
ことについて

○議長（松本宗弘君） 同第2号、固定資産評価員の選任につき議会の同意を求める
ことについてを議題といたします。

事務局長より議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（松井敦博君） それでは朗読させていただきます。

同 第2号

固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて

次の者を固定資産評価員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226

号) 第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成22年3月1日提出

田原本町長 寺 田 典 弘

住 所 桜井市大字忍阪474番地の1

氏 名 いし もと たか お
石 本 孝 男

生年月日 昭和26年9月11日

経 歴 田原本町総務部参事

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、同第2号、固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることにつきましてご説明を申し上げます。

本案は、福西博一固定資産評価員が平成22年3月31日付けで定年退職に伴いますもので、桜井市大字忍阪474番地の1、石本孝男氏、昭和26年9月11日生まれを適任者として選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

議員各位におかれましては、ご同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） ただいま町長より説明のありました固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについては、提案どおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、同第2号、固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについては、石本孝男君に同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

（総務部参事 石本孝男君 着席）

午前10時23分 休憩

午前10時23分 再開

○議長（松本宗弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

発議案の一括上程（発議第1号より発議第5号までの5議案について）

○議長（松本宗弘君） 発議第1号、子ども手当の全額国庫負担を求める意見書から発議第5号、遠位型ミオパチーの難病指定と治療薬早期実現に関する意見書までの5議案を議題といたします。

会議規則第37条の規定により、この際一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 今回は5議案ありますし、いろんな質疑があろうかと思imasuので、議論の中身を整理するためにも一つ一つ上程いただいたほうが、中身が理解しやすいと言いますか、議論に参加しやすいと思imasuので、個別の上程ということでお願いしたいんですけども。

○議長（松本宗弘君） 吉田議員、平成15年か平成16年に吉田議員が4つか5つほど一括で上げてるわけですよ。だからそういう例も考えて上げさせてもらっているから、そこはそういう形でいきましょうよ。（「ややこしくなりますよ」と吉田議員呼ぶ）

いや、それは思ってるんです。それはその通りです。ですけど過去、あなたのところから出してきたときも4つを一括議題にしているわけです。だから今日は時間とらせてもらっているから、私も思っているんです、それはね。一緒のことを思っているんですけど。やはり直近の例を見たときに4つの議題を一括上程をして進めてるわけなんですね。だからそういう流れで進めさせてもらいますので。（「ちょっとよろしいですか、もう1回」と吉田議員呼ぶ）

9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 一括上程された場合においてもですね、質疑だけでも順番にという形でしていただければ、私も審議についていけると思imasuので、よろしく

お願いします。

○議長（松本宗弘君） 質疑は各々という形で進めさせていただきますので。複雑になるということは、こちら側も考えていますので、とりあえず次からこういう例のときは、また考えさせていただきますので。

ご異議なしと認めます。よって、発議第1号より発議第5号までの5議案については一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、既に招集通知とともに配付をいたしておりますので、この際、議案の朗読を省略いたしまして、各々提出者より趣旨説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。

それでは順次提出者より趣旨説明を求めます。発議第1号について、5番、古立議員。

（5番 古立憲昭君 登壇）

○5番（古立憲昭君） それでは議長のお許しをいただきまして、今期定例会に上程させていただきました子ども手当の全額国庫負担を求める意見書について趣旨説明をさせていただきます。

子育て支援は少子化対策の中で、今や広く社会に定着いたしております。公明党が一貫して児童手当を、民主党の反対の中、拡充・推進してまいりました。今回提出の子ども手当は巨額の巨費を投入して実施されるものであり、国家財政や経済社会に大きな影響を与えるものであります。このことから明確な政治理念、政策目的に基づき、さらに関連施策の影響も十分に考慮した上で制度設計することが求められております。

今回の子ども手当法案は2010年度のみであり、かつ、児童手当にある給付をそのまま残しつつ、それ以外の拡充した部分を国費で賄うことによって、子ども手当として中学校終了まで1人月額1万3,000円を支給しております。これは子ども手当法案ではなく、児童手当の拡充法案であります。民主党のマニフェストを完全に実施するならば、今まで反対してきた児童手当を廃止し、恒久的な子ども手当を制定するのが筋だと私は思います。

今回の法案は財源不足のあおりを受け、児童手当の地方負担と事業主負担分を残しました。本町においても6,770万円の負担が発生しております。また、2011年度以降は改めて月額2万3,000円の満額を提出する方針と伺っております。しかし、2011年度以降は制度設計を検討し必要な措置をすることとなっております。このことから2011年度は5兆3,000億円が子ども手当に必要で、国庫負担ができなければ、さらに地方負担が増えるものと危惧されております。2011年度を2010年度と同じような児童手当・子ども手当を併給として考えるならば、本町の負担は6,800万円になります。しかし、子ども手当にして、児童手当と同じ割合で負担した場合、本町の負担は12億9,200万円という試算が出ております。すごい金額となっております。

私は子ども手当に反対ではありませんが、その財源を地方に求めるような姑息なやり方ではなく、マニフェストどおり全額国庫負担すべきと思ひ、意見書を提出させていただきました。そこでこの意見書を述べさせていただきます。

子ども手当の全額国庫負担を求める意見書

政府は、2010年度から「子ども手当」をスタートさせます。その財源について、政府は当初、「全額国庫負担」と明言していたにもかかわらず、10年度限りの暫定措置とはいえ、一方的に地方にも負担を求める結論を出しました。

しかも、10年度における子ども手当の支給方法は、子ども手当と現行の児童手当を併給させるという“変則”で、極めて遺憾です。また、地方の意見を十分に聞くこともなく決定するのは、地方と国の信頼関係を著しく損なうものであり、「地域主権」という言葉とは裏腹な今回の政府の対応は誠に残念です。

よって、11年度以降の子ども手当の本格的な制度設計においては、政府が当初明言していた通り、全額国庫負担とし、新しい制度としてスタートすることを強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

議員各位におかれましては、このことをご理解いただきまして、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で趣旨説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君）　続きまして、発議第2号について、9番、吉田議員。

（9番　吉田容工君　登壇）

○9番（吉田容工君）　それでは発議第2号、冤罪を防止するため、取調べの全面可視化を求める意見書の趣旨説明を行います。

現在、宇都宮地裁で再審裁判を行っている足利事件では、DNA型再鑑定により死刑が確定した菅谷さんの無罪が明白になりました。その他にも、昨年布川事件の桜井さんと杉山さんの再審が必要と最高裁で判断されました。

これらの事件は本人が無実を主張していたにもかかわらず、自白を強要され、証拠を隠蔽され、有罪判決を下されています。このような冤罪を生み出す大きな要因は、密室での違法・不当な取り調べによる自白の強要です。取り調べを可視化することによって、自白の強要ができなくなるだけでなく、自白の信憑性や任意性を証明することにもつながります。昨年からはじめた裁判員制度においても、自白の任意性・信憑性が証明できれば、裁判員が安心して裁判に参加できることにつながります。

再び冤罪を起ささないためにも、国において取り調べの可視化を速やかに実施するよう、本町議会から意見を上げることは重要なことであると考え、議員の皆さんに賛同を求めて提案いたしました。ぜひご検討をよろしくお願いいたします。

○議長（松本宗弘君）　続きまして、発議第3号から発議第5号までについて、12番、小走議員。

（12番　小走善秀君　登壇）

○12番（小走善秀君）　議長のお許しを得まして、発議第3号から発議第5号までの意見書について趣旨説明をさせていただきます。

まず、選択的夫婦別姓法案提出について慎重な対応を求める意見書についてでございます。

結婚後も夫婦が結婚前の姓を称することを認める選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正案が通常国会に提出される動きがあるとの報道がなされております。

私たちの家庭・家族は、古来より祖先と子孫は一つの血と命でつながり、そして「夫婦は一心同体」「子は宝」という心情の絆で結ばれ、家庭・家族の生活を営んでおります。このことは日本の歴史と文化を貫く根幹であり、生活すべての基

準であると言えます。また、夫婦は親子の絆を最も大切にする道徳的存在であり、国家社会の基礎的単位である家庭は家族の一体感を高め、同時に社会的に夫婦・親子であることを公に示す役割を持つものでございます。しかしながら、夫婦別姓制の導入により、夫婦間に生まれた複数の子どもの姓について、父親または母親のいずれかの姓を選択できるようにした場合、親子・兄弟が異なる姓を名乗ることになり、家族の一体感が損なわれるおそれがある。世界の大多数の国で維持されているファミリー・ネームというものがなくなり、他人が見てだれが家族なのかわからないという不都合が生じるとともに、戸籍や住民票の記載も紛らわしいものとなり、行政現場での混乱も来たしかねません。

また、子どもが姓を選択する制度上、どちらかの姓に統一する制度になった場合でも、子どもの姓が親の姓と異なる状況を生み出してしまいます。親子を巡るさまざまな痛ましい事件が報じられ、家庭崩壊の危機が叫ばれる中、選択的夫婦別姓制の導入は、家族の一体感や絆を損ね、その崩壊を加速・助長するものであります。

夫婦別姓のため、私たちの家庭・家族が根底から覆され「家族の維持」より「個人の利便」が優先する利己一辺倒の社会となれば、祖先より子孫へというつながりを大切にする精神的伝統は断絶し、高齢者の介護や親族間の扶養義務の思いも薄まり、民族の伝統文化は急速に変質することが憂慮されます。旧姓を使用しなければ社会生活に不便な方のためには、旧姓を通称として使用する法的整備で十分に対応できます。今回の民法改正では、夫婦別姓の導入のほか、離婚がこれまでより容易になり、また不倫相手の相続も平等になります。

その結果、どう家族の未来は変わるのか。夫婦別姓制の先進国の現実、家族解体で子どもが行き違いになることを示しています。スウェーデンの離婚率が50%を超え、平均婚姻年齢は10年、結婚よりも同棲を選択するし、多くの新生児の半数が非嫡出子であります。アメリカでは毎年200万人の子どもが離婚に直面し、子の6割は18歳になるまで親の離婚を経験し、その結果、三度、四度と結婚を繰り返すたびに、親の異なる子どもたちが新しい家庭で一つの家族として生活するという異様な形態が、今やアメリカ全体の2割に達しようとしているようです。

スウェーデンの非行少年の発生源は欠陥家庭にあると指摘されています。またアメリカでは、家庭崩壊による少年非行の激増、麻薬汚染、10代の妊娠・出産、継

父・継母による子どもの虐待が社会問題化しています。我が国においても青少年の非行化や教育の荒廃の解決のために、家庭の教育力の回復が求められているときに、これに逆行する家族を解体し、子どもを犠牲にする夫婦別姓は絶対に認められません。

日本の伝統文化を守り、国の繁栄と平和な生活と共栄を願う立場から、国においては、「夫婦・親子同姓」制を堅持するため、選択的夫婦別姓法案につき慎重に対応していただくことを強く要望するもので、議員各位のご賛同をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

次に、永住外国人に対する地方参政権付与の法制化に反対する意見書の趣旨説明をさせていただきます。

民主党の小沢幹事長は、昨年9月19日、韓国の国会議員代表等と会談し、在日韓国人ら永住外国人の地方参政権付与について賛成し、党内の意見集約を図りたいとの考え方を示したとされ、懸念するところでございます。

参政権付与を巡っては、民主党2009年の政策集に、結党時の基本政策に早期に実現すると挙げており、方針は引き続き維持すると掲示しているが、党内は一部の反対者もあり、衆議院選挙のマニフェストでは見送っております。

我が国には永住権を持つ外国人が約91万人生活しており、地域に密接な関係を持つに至っていることから、これら外国人に対し、地方公共団体の意思決定に参加させるべきであるとして、これまでも、しばしば永住外国人に対する地方参政権付与について議論がなされてきたところであります。

しかし、地方公共団体は安全保障や教育などの国家の存立に関わる事項に深く関与しており、中国政府や韓国政府、そして在日韓国人グループの民団は、これまでも我が国の歴史教科書に対し、公然と記述改編の要請を繰り返し、歴史教科書の採択まで干渉をしてきています。また、我が国と中韓両国の間には、尖閣諸島、竹島、対馬などの国境、離島を巡る対立が生じております。

このような中で、在日の中国人、韓国人に参政権を付与すれば、特定の外国人の意向を受けた首長や地方議員が表れ、学校や教育委員会に対して内政干渉が強まったり、我が国の安全保障を脅かす危険が高まるおそれがあります。

日本国憲法は第15条において、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、

国民固有の権利である。」と規定し、また、第93条第2項において、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。」と規定しており、さらに同項の「住民」の解釈として、平成7年2月28日の最高裁判所判例は、「住民とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当である」としていることから、日本国民ではない永住外国人に対し、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等を付与することは、憲法上問題があると言わざるを得ません。また、先進8カ国（G8）を見ても、ロシアを除く7カ国が、国として永住外国人に参政権を付与していません。一方、国籍法第4条において、「外国人は、帰化によって、日本の国籍を取得することができる。」と規定しております。永住外国人が憲法に基づく参政権を取得するためには、この国籍法に定める帰化によるべきであると考えます。

よって、国におかれましては、永住外国人に対する地方参政権付与に対する法律を制定することのないよう強く要望するもので、皆様方のご賛同をよろしく願いたいと思います。

次に、遠位型ミオパチーの難病指定と治療薬早期実現に関する意見書の趣旨説明をさせていただきます。

過日、遠位型ミオパチーのシンポジウムが奈良・橿原の地で行われました。それに、初めて聞く病名であり、どんなものなのだろうと何の知識もなく、とりあえず白紙の状態に参加させていただきました。

ミオパチーとは、筋肉そのものに起因する筋力が低下する筋疾患の総称で、その多くは肩や腰、上腕、大腿部など、体幹部に近い近位筋から侵され始めるのですが、遠位型ミオパチーは、手、指や下腿など手足の先から筋力が低下する病気であるようです。歩行障害から始まり、10年前後で車いす生活を強いられ、やがて寝たきりになってしまうとのことです。100万人に数人の割合で発症しており、まだまだ患者数も把握できず、増加傾向にあるということです。

現在、厚生労働省の国立精神神経センター精神神経研究第一部で、西野一三部長を中心に病態解明、治療法開発への研究が進められているとのことで、この西野部長がシンポジウムでも講演されました。

研究の結果、やっと最近になって一部の治療法が見つかり、薬の開発も進みつつあるようです。ところが、まだまだ使えるまでには至っておりません。薬価の承認についても、それまでには膨大な資金が必要であるとのことをごさいます。難病性疾患克服研究事業、特定疾患治療研究事業の対象疾患への指定を早急に実現する必要があるわけをごさいます。

このシンポジウムで、患者の一人である23歳の女性、織田友理子さん、この方は会長代行ということで、患者会で頑張っておられる方をごさいます。20歳で発症し、急に足が動かなくなり、現在車いすで生活をされておるようです。

彼女は講演の中で、自分に言い聞かせていること、それは「身体は病気で日々進行しているけれども、心は絶対に病気にならないと誓っている」とおっしゃっていました。「病気であるからこそ自分にできることがある。そのことを頑張ってやっていきたい」と話されていました。病気が進行し、いつ寝たきりになり、いつ死ぬかわからない恐怖と不安の中、そんな素振りも見せず、笑顔で話され、気丈に生きておられる姿に感銘し涙を誘いました。

何とか皆さんの力で少しでも早く治療法が見つかり、希望が持てるようなことになるよう、ぜひとも意見書の採択をお願いしたいと思います。

皆様どうぞご賛同いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（松本宗弘君） ただいまの各々の趣旨説明に対し質疑を許します。質疑ありませんか。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 一応それでは質疑をしますけれども、子ども手当の問題についてだけ今はちょっと質疑をやります。

今回子ども手当の全額を国庫負担を求める意見書と。この子ども手当が地方の財政にとって大変大きな負担になることを危惧されて提出されたんだらうということは、先ほどの趣旨説明でもよくわかりました。

ただ、私が心配しているのは、この子ども手当の法律は今国会で審議をされている法律ですよね。その点では、これから国会でどういうものになっていくかということが議論される中で中身が変わることもあろうし、私はもう少し国会の審議を見定めてから、こういう話を出されるのが正論ではないかなという思いでおりますけれども。国会で審議中に今出される意図というのがわかりませんので、答弁を求めた

いと思います。

○議長（松本宗弘君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） 子ども手当に関しては、今審議されている最中ですが、だれが見ても、これは本年度は通るだろうと。民主党は最大与党でございますので、だれが見ても通ると思います。次は、やはり平成23年度、来年に向かっての予算が当然審議されてくると思います。検討もされてくると思います。やはりできるだけ早く地方の意見をしっかりとっておかないと、という趣旨から今回はこれを提出させていただきました。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） そしたらですね、この意見書、まあだれが見ても通るとするのは、それまた大変暴論でありまして、国会の中には公明党の議員さんもたくさんおられて、この子ども手当をいいものにしようという努力を今されているんだと私は思っているんですね。ですからそれを、もうあなたたちは幾らやってもだめですよと見越して、田原本町議会がこういう意見を上げるというのには、少しちょっと問題があるのではないかなと思います。

もう1つ聞きますけども。この意見書の提出先はどこを予定されているのかと。

それと子ども手当については、今出されている法案についてですけども、大変いろんな問題点を含んでいます。それは、この子ども手当が、古立議員がおっしゃったように児童手当と一つのものとして併給されるということで、その結果、今まで児童手当1万円を受け取っておられた方が3,000円の上乗せと、反対に所得制限で児童手当を受けられなかった方が1万3,000円もらえるという設計になっています。その点では、この児童手当にあった福祉政策としての性格が歪んでいるのではないかなという問題点。

そしてもう1つは、この子ども手当の支給とあわせて、法律には所得控除の少年扶養控除の廃止ということが挙げられています。

この問題はサラリーマンの片働き夫婦、1人の方が働いておられる、そして3歳の子どものさんが1人おられるという世帯にとったら、ほとんどの世帯で子ども手当よりも増税になると。しかもそれだけでなく、所得税や住民税が増えるだけじゃ

なくて、保育園の保育料にも影響してくるというようなことがあります。

さらに、もう1つ問題点は、子ども手当は支給しますが、実際に共働きをしようと思ったら、やはり保育所・保育園がなければできません。その点では現金給付とともに、現物給付という点が今回の法案には盛り込まれていませんし、その審議については消極的な審議がされていると。このような地方自治体の側でなくて、この対象とされる年齢の子どもさんを抱えている住民の人たちにとって、大きな問題が含まれている子ども手当法案だと私は考えています。

その点からしますと、この子ども手当が地方財政に与える影響だけをここで述べて田原本町議会の意見とするということには大変問題があると思うんですけども、住民の皆さんへの子ども手当の影響という中身を載せないという理由は何かと。この2点、答弁をお願いします。

○議長（松本宗弘君） 5番、古立議員。

まず提出先を言ってあげてください。

○5番（古立憲昭君） 提出先はここに書いてありますように、内閣総理大臣なり、厚生労働大臣なり、総務大臣が提出先でございます。

それと私の今回の意見書は、あくまでも地方負担を減らしてほしい、なくしてほしいという意味でこれを提出させていただいております。ですから吉田議員が言われるようなことに関しては、もし危惧があるならば、それはそれで上げていただいたらいいだけの話であって、やはり田原本町がこういう財政負担をしていくということは、いかななものかという意見書でございます。それがやはり全国の市町村でそういう声を上げないと、この全額国庫負担というのがなし崩しにされるんじゃないかという思いから提出させていただいております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 私の質問がちょっとわかりにくい面があったと思いますけども、今後の国会の審議の中でこれが深められていくということを踏まえて、本議会ではなくて、次の6月議会ということも十分ありましようし、今、平成22年度予算が審議されているときに、先ほど提出者の方は平成23年度の予算へ向けてという発言をされましたので、その点で本当に今出さなければならないという緊急性と

というのがどこにあるのか、説明願えますか。

○議長（松本宗弘君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） なかなかご理解いただけないようでございますが、やはりこういうものは、もう民主党はマニフェストで提示されているわけです。必ずこれを実施しなければ民主党の屋台骨そのものが動いてくるわけですから、そういうことを考えますと、やはり早く地方のほうから意見を上げていかないと審議が始まってからでは、いわゆるもう民主党自身の原案が決まって審議が入っていくわけですよ、一つの審議というのは。その前に、その原案を決める前に、地方の意見をしっかりとっておかないと、という思いで提出させていただいております。

以上です。

○議長（松本宗弘君） よろしいですか。（「まあ……」と吉田議員呼ぶ）

地方の意見を早く出したいと言っておられるのですから、その言葉に対して、あるのでしたら言うてくださったらいいですけど。そういう形で言われたので。

（「結構です」と吉田議員呼ぶ）

ほかに質疑はありませんか。5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） それでは、冤罪を防止するため、取調べの全面可視化を求める意見書ということに関して少しお聞きいたします。

この部分で「全面可視化」と言われておるんですが、この「全面」とは、どういう意味かご説明願えますか。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 私どもの趣旨は、警察に拘束されて以降、被疑者となった方は自由を束縛されるわけです。そしてその間に、いろんな圧力と言いますか、いろんな手法で自白ということが導き出されるということになります。

例えば、菅谷さんの場合でも、当初事件が起こったときに、疑わしい人をすべて当たったわけですが、見つからなかったと。そのときに、ある一人の方の発言が「そう言えば、子どもを見る目つきが怪しい」というような発言を受けて尾行されると。そして知らない間にDNA型鑑定されるというようなことが起こりました。その点では捜査自体が犯人を決めつけるという思惑で発生したのが足利事件だったと認識しています。

その点で、私は捜査の中で拘束されてから起訴されるまで、また保釈されるまでの期間の全面という趣旨で、この意見書を提出させていただいています。

○議長（松本宗弘君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） 少しわかりにくい部分がありましたんですけど。この「全面」という言葉と、私は、これは今まで見たいろんな可視化、いろんなのを読んでいたんですけど、可視化には反対ではないんですけども、大事なことだと思うんですけども。全過程を、取り調べの過程を可視化するのが、全過程を可視化するのが通常の記事だと思うんですけども。少しこの「全面」という言葉が非常にわかりづらいと思うんですけども。もう一度その辺のほうを説明していただけませんか。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 今、可視化ということでは実際に行われているんですね。それは取り調べの一部の可視化ということで、録画や録音と。足利事件に関しても先日その一部が証拠として採用されたということを知っていますのでね。その点では「一部可視化」という表現になりますと、捜査側の都合のいい部分だけが記録されるという懸念があるという点で、こういう全面可視化という書き方をさせていただきました。

もし古立議員が、こういう書き方ならいいんじゃないかというご意見がありましたら伺わせていただきたいと思っておりますし、捜査側だけの意向で左右されるような可視化じゃなくて、本当にちゃんと調べていただいて、自白というものを、もししたとしても、それ以降、やはりやってないんだという主張に対して、ちゃんとそれを捜査するというような保証となるような、そういうものにしていきたいと思っておりますので、もしそういう表現の仕方の問題があるんでしたら提案していただければ、この全面可視化というよりも好ましいものがありましたら、それはそれで修正の手続きもさせていただきますけども。もしその全面ということであるんでしたら教えていただきたいと思っております。

○議長（松本宗弘君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） おっしゃるように、今行われているのは一部の録画による部分は、それはもう理解できます。そこで私は「全面」という言葉が非常に引っ掛かるものですから言ってるんですけども、やはり取り調べの全過程を可視化するとい

う意味のほうがわかりやすいのではないかという考え方をしております。

それと同時に、日弁連では取り調べの可視化の試験的実施の提案をしておるようでございます。やはり一気に持って行って、いろんな問題が起こるのではないかという意味から、やはりその問題が起きたときに、いろいろな対策や検証することができるよう、試験的に実施するほうがいいのではないかというのが私の意見なんですけども、その件に関してどう思われますか。

○議長（松本宗弘君） いや、ちょっと古立議員、吉田議員もいろいろな形で古立議員の意見に答えられています。先ほどの古立議員の意見書と一緒に、古立議員も地方からという形で、吉田議員は「全面」という形を使って出したいと言っておられますので、その旨はある程度考えて聞いていただいたほうがいいかなと思います。

○5番（古立憲昭君） はい。いいのがあったら提案してくださいと言われましたので、「全過程」ではどうかなという意味で、こちらとしても提案させていただいた部分です。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 「全過程」という表現に異議はございません。中身とすれば、そういう書き方になっておりますので。表題部を「全面可視化」を「全過程の可視化」ということで同意いただけるのでしたら、訂正という形でも出させていただきますと思いますけども。その手続きはどうなっているか、ちょっと教えてもらえますか。

○議長（松本宗弘君） 暫時休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時24分 再開

○議長（松本宗弘君） 再開いたします。

今お配りいたしました修正案について、皆さんご同意願えますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 次の発議第3号に行かせていただきます。

選択的夫婦別姓法というのが提出されるような動きになっているということなん

ですけれども。1つは、いろんなことを書いていただいているんですけども、夫婦親子同姓というのが「日本の伝統文化」というような表現がございました。また、「民族の伝統文化」という書き方もありました。その点で、民族と国民は違うんだらうと思ひましようし、それと本当にこれが伝統文化なのかなというところに疑問がありまして。

例えば、私の祖先というのが明治の初めに名字をいただいたという経緯がありますね。それまでは「瓦屋新兵衛」という名前を名乗っていたということを知り及んでますので、まあ土農工商の「工」のところずっと働いていたんかなと。「瓦屋新兵衛さん」で通ってましたし、「新兵衛さんの奥さん」ということになりました。この点で本当に日本の伝統として、こういう夫婦親子同姓というのがあったのかなというところにちょっと疑問がありますので、その点わかりましたら答弁をお願いします。

○議長（松本宗弘君） 12番、小走議員。

○12番（小走善秀君） 江戸時代から明治になって、そういう身分制の中でね、まあ明治になってということになるんですかね。ただ、今現実に日本の国でこういう戸籍法ができて、戸籍というものがあって、営々とそれが生きてきてるわけですね。まあそういうことですよ。

名字帯刀を許された江戸時代までと、またどの時点を捉えるのかということもあるでしょうし。ただ、その伝兵衛さんか、権兵衛さんか知らないですけど、それでどこそこのだれ、商売していた、だれだれとかと言って、やっぱりその人を特定することができて、それがその家の氏とか、家の営々として築かれてきている血のつながりとか、やっぱりそういうことですよ。よその国では、全く姓を別にしているところもありましようし、それはいろいろだと思いますけども。やはり日本で長年ずっと培われてきた、こういうことについては伝統文化だと思います。

以上。

○議長（松本宗弘君） よろしいですか。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） もう少し中身について聞きたいんですけども。2点聞かせていただきます。

1つは、夫婦親子同姓というものをなくしたら、名字が違くと家族の一体感が損

なわれるおそれがあると。私は、その家族の一体感は名字だけからで本当にくるのかなというのもありましょうし、同じ名字でも努力をしない限り一体感というのは出てきませんし。今問題になっているのは、その努力の部分だと私は思うんですね。ですから、本当にこういう決めつけ方をしているのかなというのがありますから、その点についてご答弁願いたいのと。

もう1つですね、この選択的夫婦別姓法案を出そうという背景には、やはり女性の社会的進出と、その社会的気運を尊重するということが根底にあらうかと思いません。

例えば今バンクーバーのオリンピックは、今日までやっているわけですが、スケートの引率で行った橋本聖子さん、まあ一般的には橋本聖子さんということですが、これは社会的に使っている言葉だと思います。その点では、そういう言葉だけで済む場合と、例えば何らかの契約をするにあたっては、やっぱり本名を使うと。その点では今までの名前と違うという点では、非常に違和感を覚えることとならうかと思いません。その女性の社会的地位を尊重するという立場からは、選択的夫婦別姓ということも一つの選択の範囲かなと思うんですけども、それについて提案者のご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（松本宗弘君） 12番、小走議員。

○12番（小走善秀君） まず後の部分の女性の進出ですね。

それは本当に今女性の進出が目覚ましいですし、現状でまさに橋本聖子さん、高市早苗さんとか、国会議員でも何人かおられますしね。結局は、先ほども申しましたように、趣旨説明で申しましたように、民法改正とかということで済む話、いかに旧姓を使えるように法的な整備をしていくか。ただ戸籍上の同姓ということは、これは変えてはならないと。あと旧姓をどう社会で使えるようにするかの法整備の問題だけであると、こう思います。それで十分ではないかなということです。

そして家族の名前が変わっても一体性は保てるじゃないか、努力じゃないかという話ですけども。

本当にね、今これは世の中で犯罪が多くなり、特に最近では親子の問題、親が子どもを虐待し、子が親を殺したり、本当にそういう部分が多くなってきてますよね。これは同姓でもそうなのに、これを別姓にしたらもっと希薄になるのではないかな

と。先ほども申しましたように、結婚してお母さんとお父さんが別の名前ですと。学校へ行ってどっちを名乗るんだということとか、本当にその子どもが親を選択するような時代にもなるしね。やっぱり1つの家庭は1つの姓であるのが一番いいんじゃないかと思います。男性が養子に行って、その女性のほうの姓を名乗る。これは両方今もあるわけですからね、どっちを名乗ろうとこれはいい話で。ただやはり基本を曲げるということは、そこから派生する新たな問題が出てくると。今その伝統のあるこういう日本の戸籍法の中で、いかに家族の絆を高めて人間関係をよくしていくかということは、これはもう別の問題で、そういうことよりも、まさに戸籍があり、姓が一緒だから守れるべきところであって、別姓にしたから努力したらいいんだという、そんな単純な問題ではないと。伝統は守っていかなければならないということであると思います。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 今、現実にな、日本の国籍法に則って夫婦の名前を一緒にしたくないと。やはりこれまでの社会的な地位を引き継ぎたいということで、婚姻関係をしていると。ですから法律上は婚姻届を出してないけども、同居しているという方は、私は何人か存じ上げていますし。現実問題として戸籍に入らなくても仲良く暮らしているという家庭もたくさんあるわけですよ。

ですからそういう点では、これは選択できるということですから、全部が全部そういうわけではないのでね。今そういう状況で戸籍が一つになれないという、そういう不都合を解消するという現実に対応するというのも一つの私は方法だと思うんですね。だから今現在そういう夫婦の、同居されてても、世間から見れば夫婦だと思っけていても、やはり実際に戸籍上は籍を入れておられない方がたくさんおられますから、その点に対して、それはだめだと決めつけるよりは、そういう状況もあるのではないかと、容認する社会のほうが非常に有用性のあると言いますか、現実から派生する社会ではないかなと思いますけども。

この点で、今たくさんの方、まあたくさんと言っても私が知っているのは3～4組しかないわけですが、私が知っている間でもそれだけあるということは、たくさんおられるんだと推測するわけですが、そういう現実に対してはどのように考えておられるのかということ、ちょっとご意見をお伺いしたいなと思います。

○議長（松本宗弘君） 12番、小走議員。

○12番（小走善秀君） だから人それぞれ考え方はいろいろでね、別々の姓でいいんだ、そのほうがいいんだとおっしゃって、そうされているのですから、それはそれでいいのと違いますか。何ら問題のない話で。それを絶対にだめだから、はっきりその戸籍に直せとって命令されるわけでも何でもないのでね。それはどちらをとるかは、まさに自由主義の日本の国であるわけで、それでいいのと違いますかな。これを反対に、それを何でもいいんだという、ばらばらにするほうがやっぱり問題を多くはらんでいるというところですね。

以上。

○議長（松本宗弘君） よろしいですか。（「はい」と吉田議員呼ぶ）

ほかにありませんか。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） ほかに手が挙がらなかったのも、次の発議第4号のほうに移らせてもらっていいのかなと思って手を挙げさせていただきました。永住外国人に対する地方参政権付与の法制化に反対する意見書について、少し質問させていただきます。

まず、あまり私も知識としてないわけですけども、永住外国人というのがどういう人なのかということ、ちょっとまず説明していただけますか。

○議長（松本宗弘君） 12番、小走議員。

○12番（小走善秀君） 永住外国人、まさに一般永住外国人、それから特別永住外国人ですか、ありますよね。とにかく今度出される法案にどの部分が盛り込まれるのかという、その辺までは把握しておりませんが。単純に長いこと日本におられるから参政権を与えてあげたらいいんだという、その安易な部分が問題であるわけですね。

だから一般永住外国人であろうと、特別永住外国人であろうと、とにかくやはり日本で長らく住み活動する以上は、もし参政権なり、さらに日本の国で活動をするなら、日本国籍をとっていただいて、そうしたら議員にもなれるわけで、被選挙権もできるわけですからね。それが一番いいんじゃないでしょうかね。

やはり安全保障とか、いろいろな面でも、これから本当にいろいろな問題が起こってくる。あるいは中国、今まさに中国人が韓国の方よりも多くなってきたという現

実があるんですね。まだまだこれから中国の方が日本に住まれるという人がどんどん多くなっていくわけですね。そんな中で、こういう参政権を一部認めてしまえば、新たに入って来られて、もう何年かたったら認めてあげればいいですよという話が出てきて、それをすべて認めるとなると、いつの間にか日本は約1.5億人の中国人の、たくさんの方がおられる中国の方が日本へ来られたら、日本は今約1億数千万人なんですかね、そこへそれこそ1億人の方が来られるようなことになったら大変なことになるわけで。それをすべて認めていけるか、あるいは本当にいろいろなチベットの問題、いろいろな問題が中国にもはらんでおりますが、日本のこの民族を守り、本当に日本の国が日本の国としてずっと存立するためには、やはりこういう外国人に参政権を認めるということは、これはだめであると。ほとんどよその国でも、やはりアメリカにあっても、アメリカ国籍を取ろうと思ったら、やっぱり相当厳しい審査があると。やはり何か事が起きればアメリカのために、アメリカ人として活動できるんだなという確約の上で国籍を取れるようにしているということですしね。やはりそこには大きな制約があってしかるべきで、日本でおられる以上、どんどんどんどん日本の今の国籍の帰化の仕方は緩くなっているようで、もう本当にどんどん帰化されているようですので、そういう帰化で対応していただくということがよろしいかと思います。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 少しもうちょっとこの意見書の説明としての的確な説明をいただきたいかなと思ったんですけどもね。この永住外国人というのは91万人おられるということは、私はちょっと存じ上げませんが。このうちどういう人がどれだけおられるかわかるような数字がありましたら教えていただきたいんですけども。単純に長いことおられるから参政権を与えるということで出された問題ではないわけですよ。

先ほどもおっしゃったように永住者と特別永住者がおられると。特別永住者というのは、戦前は日本国民ということで、徴兵にもかかって、日本国民の役割を果たしている人が、戦後本来は韓国籍ですよと、朝鮮籍ですよということで、日本の国籍を奪われた人たちがたくさんおられたと。この方たちに対して特別永住権を与え

るということが、これは「平和条約に基づき日本国籍を離脱した者等」ということで特別永住者とされているわけですね。その点では、そのもともとの発端は100年前の日韓併合というところからくるわけで、そこでそういう歴史があるということが一つはやっぱり踏まえておかないといけないかなと思うんです。むりやり日本の国に連れてきて働かせたと。その中で、あなたたちは日本国民だということで、兵役もつけて、戦争にも導いてしまったというような人たち、その人たちが戦後日本にとどまっておられると。なかなか事情がありまして、本国に帰ってもですね、帰ったら日本のためにあなたたちは働いたじゃないかということで、反対に受け入れられないというようなこともあったようです。その点では日本で過ごさざるを得ないと。そして日本で一生懸命、戦後生活されてこられた。その方々の2世3世という時代になりまして、やはり帰化するという選択はありますし、私のご近所の方も昨年帰化されたという話も聞かせていただきました。そういう選択はありますが、やはり国の参政権ではなくて、地方参政権に限っては、やはり一緒にまちづくりをするという点では認めてもいいんじゃないかなということで、この永住外国人に対する地方参政権付与というのが出てきたんだと私は思います。

それで、この意見書には書いていますが、最高裁判所の判例はということで書いてますが、その最高裁判所の判例には続きがありまして、「永住外国人に対して地方自治体レベルに限り、選挙権を付与することは憲法上禁止されておらず、国の立法政策に委ねている」という文言が入っています。その点では、この最高裁判例があるからおかしいというのではなくて、この最高裁判例でも立法の問題だということになるわけです。その点では、この参政権付与の法律を提案して国会で議論することは最高裁判所も認めているということだろうと思いますし、その点では歴史的な戦後の補償の問題と絡め合わせて、最高裁の判断もありますので、その点に対する提案者の説明を求めます。

○議長（松本宗弘君） 12番、小走議員。

○12番（小走善秀君） まず永住者ですね、平成21年版法務省入国管理局発行、これによると平成20年が、中国人が65万5,377人、韓国・朝鮮人が58万9,000人、ブラジル人が31万人、フィリピン人が21万人、ペルー人が5万9,000人という、こういう状況のようです。（「合計で200万人ぐらいにな

りますよ」と呼ぶ者あり)

これは一部の人ですよ、まだほかにもいるわけですよ、今言ってるのは。多いところがそうですね。あの、登録者数ですよ。

それと今おっしゃった最高裁判例ですね、まさに最高裁判所の判事、その判決をされた方の記事が2月19日の産経新聞に載っております。園部元最高裁判事ですね。見出しは「参政権付与は在日想定」と出ております。判決の拘束力のない冒論で、憲法上で禁止されていないとの判断をされた。この方は、在日韓国人・朝鮮人をなだめる意味があった。政治的配慮があったと明言したと。さらにこの判決に際して、地方参政権付与の対象者について、在日韓国人、朝鮮人ら非常に限られた永住者に限定することを想定したとし、民主党が一般永住者にも与えようと検討していることをあり得ないと批判したと、こう出ております。

だから、まさにその判事がこうおっしゃってるわけですね。一般永住者に参政権を与えることは、これはもうあり得ないという批判をされております。

それと地方参政権だからいいという問題でしたよね。まさに対馬市ですね、あそこには今自衛隊が駐屯しておりますが、周りの土地はほとんど韓国の方が土地を買われていると。土産物屋さんもそういう形になってきていると。もうどんどん土地自体が日本人のものではなくなっている。韓国人の旅行者もものすごい。日本人はあまり行ってないと。旅行するにしても、日本から行くと10万円近い費用が要ると。韓国から来ると数万円でいけるようですね。

そんな中で、この対馬で参政権を行使すればね、いつの間にか対馬市長は韓国の言うままの人、あるいは帰化した韓国の方が市長になられたら、そこはもう日本では現実になくなるのではないかなと。また、今中国が尖閣諸島、あるいは東シナ海の油田を、あるいはガス田を採掘しておりますけれども、もう中国にしたら資源（ガス・石油）は海にしかない、海に求めていると。それこそ、あそこに大きな資源があるわけですね。日本も本当にあそこでできたらいいんですけども、なかなかそこで日本はずっと遅れておりますね。そういう中で、本当にこれはもう緊張関係の何ものでもない、いつ何が起こってもおかしくない。日本も海上自衛隊が行ったり、海上保安庁が行ったりしているようですが、向こうはもうすぐに海軍の戦艦が出てくるわけで、あの辺に待機しているわけですね。もう本当の緊張状態。こん

な中で日本の安全のためには、やはり日本の国のことを思う日本人であって初めてやはり日本の安全が保てる、あるいは問題が解決できるわけで。外国人の人に、帰化をしない、日本国籍をとらない人に政治を左右されるべきものではないと。

先ほども言いましたが、地方でもその教育の問題、一番根本の問題にもかかわってくる問題でありますし、これは絶対に認めてはいけないということがはっきり言えると思います。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） いろいろ思いを語っていただきましたけども、かなり論理の飛躍があるのかなという思いをいたしました。

もう一度確認しますけどもね、この意見書には91万人が永住権を持っているという表記なんです。ところが先ほどは中国人が65万人、韓国人が58万人、ブラジル人が31万人、フィリピン人が21万人と、足していきますと200万人ぐらいになってしまいますので、これの倍ぐらいの人が、今の説明ではあったということで、そこがちょっと理解できないんですよ。もし200万人いらっしゃるとしたら、約200万人が生活しているということになりましょうし、そうじゃないのだったら91万人はどうしてなのかなというところをはっきりさせていただきたいと思います。

それとやはり、私は身近なところにも永住外国人がおられまして、同じように田原本町の町をどういうふうにしていこうかということで話ができると。その点でやはりまちづくりという観点、地方自治という観点で、一緒にまちづくりができるという状況になってこそ、いいんじゃないかなと私は考えています。特に先ほど提案者のほうの説明のありました、日本の国を思う日本人であって初めて選挙権が与えられるんだということと、先ほど帰化すればそれでいいんだということでありましたけども、そうじゃないみたいで。提案者の主張のほうは帰化されても、元中国人は、元韓国人はだめだというような……。 （「そんなのは言うてないですよ。そんなに飛躍したらだめです」と小走議員呼ぶ）

というように聞こえるような……。 （「全くそんなことは言うてないですよ」と小走議員呼ぶ）

いや、対馬の市長が帰化して出たら困るという説明をされてましたよね。（「いや違う、それは……」と小走議員呼ぶ）

その辺はちょっと私が聞き間違えたか知りませんが。その点では今後民族等の付き合いも、軍事力を背景に付き合うということは非常にナンセンスになってますし。この点は外交を通じた交渉、また交流ということが一番の中心に座っていく中でね、やはり国政は別として、地方の参政権を与えるということに、私は何ら問題はないのかなという思いでおります。その点で永住権を持つ外国人の、その内訳、再度ご説明していただきたいのと、もし私が聞き間違いでしたのであれば、その日本の国を思う日本人であって、日本人が選挙すべきだというところの説明をもう一度お願いします。

○議長（松本宗弘君） 12番、小走議員。

○12番（小走善秀君） 先ほどの私が言ったのが、ちょっと、これは登録者数ということで永住外国人ということではありません。（「ああ、違いますか。では永住外国人を教えてください」と吉田議員呼ぶ）

一般永住者がね、ちょっと全体はつかめてませんね、永住者の細かい数字は。91万人ということで、それはそういうことでご認識いただいたらと思います。

それと先に首長を、先ほどの対馬の問題は、永住外国人に参政権を与えたときに対馬の方が参政権をもってしたときに、韓国の方が、もしですよ、帰化をされて、首長にするのに帰化をさせて、帰化をすれば、その人は被選挙権があるわけだから、まあそういう場合も考えられるという例えの話で。参政権を与えた時の話であります。だから帰化した人が日本国民でないとも何とも言ってないですよ。今、吉田議員はそのように言ったのと違うの。帰化した人も日本国民でないと言ってると言ったのと違うの。（「ああ、はい」と吉田議員呼ぶ）

そうでしょう。そんなことは一切言ってないですよ。（「それは聞き間違いかわかりません」と吉田議員呼ぶ）

例えばそういうこともあり得るだろうと。また、そうなる困りますねということも言ってるわけでね。

それと、地方のまちづくり、これに参加してもらおうということで、それは参加してもらおうことに関しては何ら問題ないわけで。ただ参政権はだめですよ。そして

今まさに地方主権ということが国でも叫ばれてますね。地方に主権ができるという、ちょっとその辺のこの言葉の意味合いが、まだ民主党の中で言われているわけですが、意味合いがわかりませんがね。地方主権となれば、地方に主権のある国ができるようなものですよ。主権が生まれるのですから。そういう地方主権になったときに、それでは、そんなまちづくりはおかしくなりますよね。だから、あくまでもまちづくりには、それはいろいろな意見を出していただいて、地域の住民として、まさに力を貸していただいて一緒にまちづくりをしていただくという、これは全く異論はないわけですね。ただ、参政権を持っていただくことに関しては、やはり帰化をしていただくことが一番、一つの大きな条件ではないかなということも申し上げているわけです。

○議長（松本宗弘君） よろしいですか。（「はい。私は結構です」と吉田議員呼ぶ）
ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（松本宗弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） それでは日本共産党を代表して反対討論をさせていただきます。

まず、発議第1号、子ども手当の全額国庫負担を求める意見書への反対討論をさせていただきます。

今回の意見書は、現在国会で審議されている子ども手当法案に対して出された意見書ですが、私はこの子ども手当法案自体にたくさん問題点が含まれていると考えています。

1つ目は、意見書が指摘した児童手当を組み入れて今年支給することです。その

結果、これまで児童手当を1万円受給されておられた方は3,000円しか手当は増えませんが、所得制限で児童手当を受けられなかった方が1万3,000円受け取ることができるようになります。福祉政策としての性格が歪んでしまいます。

2つ目は、子ども手当の支給とあわせて増税が組み込まれていることです。所得控除の少年扶養控除が廃止されます。その結果、サラリーマンの片働き夫婦と3歳未満の子ども1人との3人家族では、大半の世帯が子ども手当以上の増税になります。所得税や住民税が増えることだけでなく、保育園の保育料も値上げになる可能性があります。

3つ目は、子ども手当を増やしても、保育園に入らなければ共働きはできません。認可保育園を増やすなどの現物給付も必要です。残念ながら現物給付を増やす議論は消極的です。

本件意見書は子ども手当の満額支給を求めるだけで、国民に大きな負担を押し付ける子ども手当法案の問題点には言及していません。それは地方自治体への負担増という観点のみから出発しているもので、住民にとってどのような影響が出るのかという住民目線が抜けていることを意味します。そしてそれ以上に問題点であると思う点は、現在審議されている法案について、既に実施が決まったような内容の意見書を提出することです。勢力的には民主党が多数を占めているのは事実ですが、国会の審議を通じて法律が決められる、その過程を無視するような本件意見書を提出することはいかかなことかと考えます。その点から本意見書が今議会で採択されないことを議員の皆さんに訴えるものです。

次に、発議第3号、選択的夫婦別姓法案提出について慎重な対応を求める意見書への反対討論を行います。

夫婦同姓が本当に日本の伝統文化なんでしょうか。先ほども言いましたように、私の祖先は明治になってから名字を「吉田」に決めました。それまでは「瓦屋新兵衛」と呼ばれておられたようです。そもそも名字がなかったわけです。家族の仲が良かったか悪かったかはわかりませんが、名字がなくても家族、力を合わせて暮らしてこられたからこそ私につながってきたと判断しております。また、夫婦が互いを尊重するために、婚姻届を出さずに家族仲良く暮らしておられる知人も何人かおられます。独身時代の社会的地位を尊重することは、今も行われています。

先ほども言いましたように、バンクーバーオリンピックでスケートの選手を引率されていた橋本聖子さんも社会的には、旧姓「橋本」を使っておられます。他人が見てだれが家族かわからないとは的が外れた指摘ではないでしょうか。夫婦親子同姓だけでは家族の絆や一体感を醸成しないことは、意見書にもあるように親子を巡るさまざまな痛ましい事件が報じられ家庭崩壊の危機が叫ばれている現実が如実に証明しています。問題は名字が一緒かどうかという形式ではなく、家族がお互いを尊重し合う、助け合う関係を実際に生み出しているかどうかです。選択的夫婦別姓法は同姓を名乗ることも選択できます。婚姻を契機に家族のあり方を真剣を考える機会ができることは、家族の絆を深める結果にもつながります。女性の社会進出が進む中で、多くの女性が婚姻による姓の変更が働く女性に不利益を与えている、姓を変えられることが自分らしさを失うと感じておられます。これらの不安を解消するためにも、結婚しても旧姓を名乗れるようにしてほしいという要望は、憲法第24条が結婚を個人の尊厳と両性の本質的平等の上に成り立つことを保障していることに合致するものです。これらの点から選択的夫婦別姓法は、現実に法律を近づけるものであること、女性の社会的地位を尊重するものであるという有効性を見出すことができます。

したがって、夫婦同姓が日本の伝統である、夫婦別姓が家族の一体感が損なわれると主張をしている本件意見書を採択することは、本町議会の見識を疑われることにつながるのではないのでしょうか。

議員の皆さんに訴えます。特に男女協働参画社会を迫及されておられる議員の皆さんの良識を発揮されて、本件意見書に反対されることを求めます。

次に、発議第4号、永住外国人に対する地方参政権付与の法制化に反対する意見書への反対討論を行います。

永住外国人の人々は、さまざまな問題を通じて地方政治と密接な関係を持ち、日本国民と同じように地方自治体に対して多くの意見や要求を持っておられます。地方政治は本来すべての住民の要求に応え、住民に奉仕するために住民自身の参加によって進められるものです。外国籍であっても、我が国の地方自治体で住民として生活し、納税を始めとする一定の義務を負っている人々が住民自治の担い手となることは、憲法の保障する地方自治の根本精神とも合致するものです。

先ほども言いましたように、最高裁でも永住外国人に地方参政権を保障することは憲法上禁止されていることではないという判決を下していますし、そう下さざるを得なかった現実があります。その点では、永住外国人に対する地方参政権の付与について十分国会を通じて国民的議論を起こす、そしてその中で国民の皆さんが納得していただいて、この法制化を進める。そういう道を進められることを求めるものです。

本意見書が、残念ながら91万人の永住外国人という人たちを、単純に長いことおられるという、言わば出入国管理法における登録者数という説明もありましたように、少し中身に厳密性の欠ける点があります。その点では、本議会での本意見書の採択にたくさんの議員の皆さんが反対されることを求めて、反対討論といたします。

○議長（松本宗弘君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。3番、森議員。

（3番 森 良子君 登壇）

○3番（森 良子君） 私は、冤罪を防止するため、取調べの全過程可視化を求める意見書に全面的に賛成する立場で意見を述べさせていただきます。

何の罪も犯していない人が何年も何十年も刑務所に閉じ込められる、こんな不条理なことはありません。もし自分が、また家族がこんなひどい目に遭ったらと考えると、ぞっとします。人はみんなたった一度の人生です。罪もない人に嘘の自白をさせ、物や金に代えられない時間や、人の心を束縛する権利は、検察庁や警察庁にあるはずはないのです。また私自身が、もし裁判員に選ばれる事態になれば、悩み苦しむと思います。そうなったとき取り調べの全過程を録画・録音することで、より正確な判断ができると思います。

冤罪を防ぐには全過程可視化は本当に必要なことだと思いますので、早期実現を求めます。

以上です。

○議長（松本宗弘君） ほかにありませんか。10番、植田昌孝議員。

(10番 植田昌孝君 登壇)

○10番(植田昌孝君) 議長のお許しをいただきましたので、私からは発議第3号と発議第4号について賛成討論をさせていただきますと思います。

まず最初に、発議第3号、選択的夫婦別姓法案提出について慎重な対応を求める意見書について賛成討論をいたします。

平成18年度の内閣府は家族の法則に関する世論調査によれば、夫婦同姓支持は、通称としてなら認めてもよい人を合わせて6割を超えております。一方、夫婦別姓支持は36.6%であります。しかも、夫婦別姓を支持している人でも、実際に別姓を希望している人は、わずか1割弱にしか過ぎません。多くの国民は別姓を支持していません。また、夫婦別姓になれば社会全体が混乱を招く可能性があります。

1つ目は、親と姓が違うということは、子どもに非常に心理的な影響があり、それだけでも子どもにとっては負担になります。しかも、他人との違いを意識する思春期の学校生活で、いじめや、からかいの対象になることも考えられます。

2つ目には、別姓夫婦は婚姻前に子どもの姓をどちらに統一するのかを決定しなければなりません。少子化の時代に子どもがどちらの姓を名乗るかは、当事者以上にそれぞれの家族の関心事であります。親族を交えた話し合いがこじれれば、結婚そのものが困難になる可能性もあります。また先祖代々のお墓という感覚から個人墓の意識に変わり、今後はたくさんのお墓が必要になり、場所も分散せざるを得なくなります。

選択的夫婦別姓制度の導入は必然的に親子の別姓をもたらします。家族の一体感、家族の絆を象徴するファミリー・ネーム、家族同姓は絶対守るべきです。旧姓を使用しなければ社会生活において不便な方のためには、旧姓を通称として使用する法的な整備で十分だと思います。

以上のことから、選択的夫婦別姓法案提出について慎重な対応を求める意見書に賛成いたします。

続きまして、発議第4号、永住外国人に対する地方参政権付与の法制化に反対する意見書について賛成討論をいたします。

最高裁は、先ほど提出者の発言があったとおりであります、平成7年2月28

日に公務員を選定・罷免する権利を保障した憲法第15条1項の規定は、権利の性質上、日本国民のみをその対象とし、既定権利の保障は我が国に在留する外国人には及ばないと解するのが相当であるとの判決が下されました。つまり、参政権は国民固有の権利であり、在留外国人には付与されないということであります。

また、我が国に永住する外国人に参政権を付与することにより、外国人の意を受けた施策が進められ、殊に公立学校では外国人に配慮した教育が進められるおそれがあります。例えば教科書の選択、入学式・卒業式での国旗掲揚や国歌斉唱などが永住外国人の子弟への配慮を理由に否定される事態が生じないとも限りません。また我が国は近隣諸国との間に、北方領土、竹島、尖閣諸島など、領土問題を抱えています。これらの国々の永住者に参政権を付与すれば、領土問題の先頭に立つべき地元自治体の方針に影響を与え、領土問題解決の大きな障害となる可能性があります。この結果、相手国には「日本は領土問題をあきらめた」と誤解を与えるようなおそれがあります。加えて地方参政権を用いて、我が国の国益を否定するようなロビー活動が活発になり、対外的に国益を損ね、大きく信頼をなくす可能性があります。賛成論者の中には、地方参政権付与は世界の流れだといった主張も見られますが、外国人に地方参政権を付与している国は北欧諸国やEU圏諸国内などの同じ文化圏に属している地域内に限定されています。しかも、このうちドイツ・フランスなどでは、EU圏諸国の外国人のみに地方参政権を与えるため、国民的議論を経て憲法改正を実施しています。

鳩山政権は現在、一般永住者、特別永住者に、国民固有の権利である地方参政権を付与する法改正を検討されているようであります。しかし、地方自治体は安全保障や教育などの国家の存立にかかわる事柄に深く関与しており、我が国の国益を守る立場にない外国人に、地方政治に対する発言権を与えるか否かについては、慎重に検討されるべきであると思います。

以上のことから、永住外国人に対する地方参政権付与の法制化に反対する意見書について賛成とさせていただきます。

以上です。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（松本宗弘君） ほかに討論ありませんか。9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） それでは発議第5号、遠位型ミオパチーの難病指定と治療薬早期実現に関する意見書への賛成討論を行います。

筋疾患のうち筋肉そのものに原因があって筋力が低下する病気をミオパチーと言います、その中でも手足や下腿など、手足の先から筋力が低下していく病気が遠位型ミオパチーということをお今回の意見書で初めて知りました。

調べてみると、この病気をよく知り診断できる医師が少ないこと、政府もちゃんとした実態を把握してない状態であることがわかりました。50歳代で発症するものがあるならば、20歳代で発症するものもあるそうです。10年から15年後には、車いす生活を余儀なくされるそうです。突然発症された方にとっては、原因がわからない、手当ての仕方がわからない状態で、大変困惑されておられると推察いたします。

意見書でもあるように、患者が少なくして事業ベースに乗らない病気については、国が責任をもって対応しなければ全くほったらかしになります。国が速やかに遠位型ミオパチーを難病指定し、予算もつけて研究新薬開発に取り組むよう求める本意見書に賛成いたします。

○議長（松本宗弘君） ほかに討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて討論を打ち切ります。

それではこれより採決に入ります。

まず、発議第1号、子ども手当の全額国庫負担を求める意見書についてを採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、発議第2号、冤罪を防止するため、取調べの全過程可視化を求める意見書についてを採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決さ

れました。

続きまして、発議第3号、選択的夫婦別姓法案提出について慎重な対応を求める意見書についてを採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(松本宗弘君) 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、発議第4号、永住外国人に対する地方参政権付与の法制化に反対する意見書についてを採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(松本宗弘君) 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、発議第5号、遠位型ミオパチーの難病指定と治療薬早期実現に関する意見書についてを採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(松本宗弘君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

議案の一括上程(議第3号より議第23号までの21議案について)

○議長(松本宗弘君) 続きまして、議第3号、平成22年度田原本町一般会計予算より、議第23号、権利の放棄についてまでの21議案については、会議規則第37条の規定により、この際一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松本宗弘君) ご異議なしと認めます。よって、議第3号より議第23号までの21議案につきましては一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、既に招集通知とともに配付をいたしておりますので、議員各位におかれましては熟読を願っている関係上、この際議案の朗読を省略いたしまして、町長より提案理由の説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松本宗弘君) ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 寺田典弘君 登壇)

○町長(寺田典弘君) 議長のご指名によりまして、平成22年田原本町議会第1回定例会に提案をいたしました平成22年度の各会計予算案を始め、重要案件のご審議をお願いするに当たり、所信並びに新年度における施策の一端を申し上げます。

新年度は、町政を担わせていただくことになり4年目を迎え、節目の年に当たります。就任1期目の集大成として諸課題に引き続き取り組んでまいり所存でございます。

就任以来、職員とともに諸課題に全力を傾注してまいりました。町民の皆様とともに手を携え、まちづくりを進めていけることの喜びを感じますと同時に、その重大さを認識しておるところでございます。また、町政運営にさまざまな面において、議員各位を始め住民の皆様のご理解とご協力を賜りましたこと、改めて御礼を申し上げますとともに、今後ともご支援をお願い申し上げます。

新年度は、「自然と歴史・文化が育む新しい生活拠点たわらもと」をまちづくりの将来像とした、第3次総合計画の取り組みの4年目となり、まちづくりの目標の実現に向けて諸施策に取り組み、10年先20年先のまちの将来像を見据え、早急に必要な基盤づくりに重点を置きながら、一步一步着実に前進し「このまちに住んで良かった」と実感できるまちづくりに向け取り組んでまいり所存でございます。

さて、我が国経済は、国の経済見通し等によりますと、平成21年度は失業率が高水準で推移するなど厳しい状況にあるが持ち直していくと見込まれ、物価の動向を見ると、緩やかなデフレ状況にあり、平成22年度においては、景気は緩やかに回復するが、失業率は高止まると見られる中、国内総生産の実質成長率は1.4%程度と3年ぶりにプラス成長が見込まれ、また、名目成長率は0.4%程度と同様

にプラスに転じると見込まれております。

国の新年度一般会計予算案は、政権公約が盛り込まれたことなどにより2年連続で過去最大となったところでありますが、経済情勢の悪化による税収の大きな落ち込みで、戦後初めて国債発行が税収を上回るという非常に厳しい財政状況となっております。

新年度の本町の財政見込みは、歳入にあっては、町税の見込みは前年度当初予算対比約1億1,500万円、3.1%の減で、主な要因は現下の厳しい経済情勢を反映して給与所得等の低下により、町民税個人所得割が約9,300万円、6.1%の大きな減収であります。

地方交付税は、地域活性化対策の加算などで前年度比約1.1兆円、6.8%の増となっており、本町の普通交付税額は、交付税総額の増や町税の減収に伴う増などにより、前年度当初予算と比較し、5,700万円、2.4%増と見積もり、臨時財政対策債は、地方財政計画の増を反映し、前年度当初予算対比2億3,500万円、50.4%の増を見込んだところでございます。これらの要因により、基金繰入などを除く歳入の一般財源は前年度より約1億2,000万円の増でございます。

一方、歳出は、公債費がピークを過ぎ減少に転じたところでありますが、依然として高い水準であることや、少子高齢化の進展に伴う経常的な経費の増加、また、本町第3次総合計画の実現に向け着実かつ計画的に諸施策を展開することによる財政需要により、厳しい財政運営が見込まれるところであります。

このような状況下で編成いたしました平成22年度予算案であります。編成に当たっては、自立可能な財政基盤を確立し、歳入の減少に合わせた厳しい施策選択を行い、時代の要請に的確に応えるため、町財政が年々厳しさを増す中、町税や使用料の確保に積極的に努めるとともに、人件費の抑制を始め、一般財源の枠配分方式など、行政改革「集中改革プラン」の推進に努めたところでございます。

このような認識のもと第3次総合計画の施策分野ごとに新年度における重点施策及び諸事業を順次ご説明いたします。

まず、1点目の「共に幸せを感じられるまちづくり」につきましては、住民参加と連帯に支えられた心触れ合う地域社会の形成を基本に、子どもを始め高齢者や障

害者が、ともに安心して暮らせる福祉のまちづくりや、生涯を通じた健康づくりを推進してまいります。

少子化傾向が続く中、安心して子どもを育てることができるよう総合的な子育て応援を充実することが課題であります。新年度からは中学校修了までの子ども1人当たり児童手当と合わせまして月額1万3,000円の子ども手当を支給してまいります。

保育事業については、延長保育、一時保育、病児・病後児保育、学童保育事業等を引き続き実施し、就労と育児の両立支援に努めてまいります。

また、地域子育て支援の拠点として、主に乳幼児（0歳から3歳）の子育て親子交流の場となる「つどいの広場」を開設してまいります。

介護保険事業については、新年度は平成23年度までの3カ年の第4期事業計画の中間年にあたり、引き続き介護サービスや介護予防サービスの充実に努めてまいります。

特に、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加を踏まえ、支援や介護を必要とする状態になっても住み慣れた地域での生活が継続できるよう、身近な所で利用できる地域密着型サービスの提供のため、小規模多機能型居宅介護施設及び認知症対応型共同生活介護施設各1施設の整備などに助成を行い、介護サービス基盤の整備に取り組んでまいります。

高齢者の虐待防止対策については、高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を中心に関係機関との連携を図り、虐待を受けた高齢者及び養護者に対する支援などに取り組んでまいります。

障害者施策については、障害を持つ方々が日々安心して生活できるまちづくりが重要であり、障害者の利用者負担軽減を図るとともに障害を持つ方々の自立と共生が図られるよう努めてまいります。

保健・医療事業については、生涯を通じ心身ともに健康で、心豊かに自立した生活を過ごすことができるよう、がん検診等の受診率の向上、育児不安の軽減や疾病の早期発見を目指し、新生児訪問指導、乳幼児健康診査等に取り組んでまいります。

女性特有のがん検診について、検診の向上を図るため一定の年齢の女性を対象に子宮頸がん及び乳がん検診の助成を引き続き実施してまいります。

妊婦一般健康診査助成について、14回の健診を拡充し引き続き実施してまいります。

また、周産期医療体制充実のため、県内産婦人科の一次救急医療体制を確立することは重要であり、県及び各市町村と取り組んでまいります。

乳幼児等医療費助成制度について、対象者を就学前のすべての乳幼児としておりましたが、新年度からこれに加え、入院に係る医療費について、小学校卒業までの児童を対象とする拡大を図りたいと考えております。

国民健康保険事業については、新年度において基礎課税の限度額を50万円に、後期高齢者支援金等の限度額を13万円とすること、また、国民健康保険税の7割・5割・2割減額をするには、応能・応益が概ね1対1の場合に可能であったものが、この割合にかかわらず実施可能とするなど、法令の改正が見込まれております。

特定健診について、自己負担金を1,500円から500円に引き下げるほか、集団健診の実施など受診機会の拡大を図り受診率の向上に努めてまいります。

人間ドック及び脳ドック助成について、対象者を74歳まで拡大してまいります。

広域連合を運営主体とする75歳以上の後期高齢者等を対象とした後期高齢者医療制度について、新年度は事業開始から3年目を迎えるもので、2年ごとの税率の下方改正が実施されるところでございます。

次に、2点目の「人が生きいきと輝くまなびのまちづくり」につきましては、住民一人ひとりが個性豊かで生き甲斐のある人生を送ることができるよう、学校教育の充実を図るとともに、生涯学習による人づくり・まちづくりを推進してまいります。

本町の学校教育は、未来を切り拓く「確かな学力」の育成と「豊かな人間性」の涵養、これを支える「健康でたくましい心身」の育成を目指しており、特色ある教育活動を展開し「魅力ある園・学校づくり」に引き続き取り組んでまいります。

新年度から、小学校1年生すべてのクラスで30人を基準とする少人数学級編制を県の制度活用や町費負担教員の配置により行い、幼稚園・保育園から小学校への円滑な移行が図られるよう取り組んでまいります。

各小中学校ごとに、いじめ不登校対策・特別支援教育支援員として1名を配置し、

適切な指導及び支援の充実を引き続き図ってまいります。

教育施設の整備について、小中学校の校舎耐震化は、災害時における子どもたちの安全を確保するとともに避難施設の役割を担っており、計画的に耐震化事業を進めているところですが、新年度は田原本小学校本館・東館校舎と田原本中学校本館校舎の耐震工事を予定し、また、東小学校北館・給食室等の校舎、南小学校南館校舎、平野小学校中館校舎の次年度以降の耐震補強に向け実施設計に着手してまいります。

小中学校の机・椅子については、教科書の大判化に対応するため、3年計画で高学年から順次更新してまいります。

情報教育環境の充実では、各小中学校の教育用パソコンや図書システムの更新、デジタルテレビへの更新等が本年度で完了いたすところでございます。

生涯教育については、必要に応じ自己に適した手段・方法を選択し、自ら学習する意欲と能力を養っていくため、公民館、図書館を拠点に引き続き生涯学習の機会の提供に努めてまいります。

中央体育館の耐震補強について実施設計に取り組んでまいります。日常生活の中で継続的にスポーツに親しみ、生き甲斐と活力に満ちた生活が送れるよう、それぞれの体力や年齢に応じたスポーツの推進に努めてまいります。

青少年健全育成については、自主性、協調性、そして社会性を育てるため、さまざまな体験学習を開催し、次代を担う青少年の健全な育成に努めてまいります。子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、地域の方々の協力を得て、子どもたちとともにスポーツや文化活動など、放課後子どもプラン推進事業として、「地域子ども教室」を引き続き開催してまいります。

我が国の弥生遺跡を代表する唐古・鍵遺跡の保存と整備については、本年度から本格的整備に向けた準備作業として、学識経験者等による整備委員会を設け、一部造成工事に着手しました。新年度も引き続き一部造成工事等に取り組むとともに公有化を図ります。また、唐古・鍵考古学ミュージアムにおきましては、企画展等を開催し、唐古・鍵遺跡などの情報発信に努めてまいります。

この社会を構成するすべての人々の人権を確立することは極めて重要な課題であり、引き続き啓発事業を中心とした人権侵害のない明るい社会を築くため取り組ん

でまいります。

次に、3点目の「都市基盤が充実したまちづくり」につきましては、総合的な都市基盤の整備を推進し、利便性と安全性に優れた魅力あるまちを目指してまいります。

田原本駅周辺整備事業につきましては、本年度で駅前広場が完成いたします。今後駅前広場を核とした周辺の市街地整備に向け検討してまいります。

今後ますます進展する少子高齢化社会に伴う交通弱者対策、田原本駅周辺の活性化を促す地域公共交通のあり方について検討する協議会を設け、アンケート調査を行うなど「地域公共交通総合連携計画」の策定に取り組んでおりますが、新年度は、この計画に基づき持続可能で地域のニーズに合った地域公共交通を目指した実証運行に取り組んでまいります。

道路整備事業については、宮古25号線を始め、町道の改良工事や交通安全施設の整備、維持補修に努めてまいります。

また、通学路の関係もあり課題であった西八尾付近の踏切改良は、新年度から近鉄樫原線石見8号踏切、近鉄田原本線西田原本3号踏切の改良工事に取り組んでまいります。

都市計画については、これまで都市基盤の整備を計画的に推進してきたところでございます。新たな発展の芽を育てることが重要であり、京奈和自動車道のインターチェンジ周辺地区の土地利用を図るため、都市計画を見直し都市機能の整備に取り組んでまいります。

水道事業については、家庭の節水意識や大口需要者の撤退等による配水量の減少により利用収入が落ち込んでおり、大変厳しい経営環境ではありますが、自然災害への対策及び経年施設の更新・再構築など、早急に取り組まなければならない課題が直面しております。新年度は、耐震補強計画による配水池耐震補強工事や井戸の新設工事などに取り組んでまいります。

下水道事業については、住環境の改善や公衆衛生の向上、また水質保全を図る上で欠かすことのできない生活基盤施設であり、計画的な面的整備を進めているところであります。新年度は、公共下水道事業で整備面積9.8ヘクタール、特定環境保全公共下水道事業で整備面積17.4ヘクタールの面的整備を図ってまいります。

次に、4点目の「快適に生活できるまちづくり」につきましては、豊かな自然を活用した住環境の向上に努め、環境と共生するための仕組みづくりを展開するなど、地球環境の時代にふさわしいまちを目指します。また、防災体制の構築など、安全なまちづくりを推進します。

地球温暖化に関する懸念が高まる中、快適で安心して住める生活環境を維持するには、環境への負荷の低減と、資源の有効利用による持続可能な循環型社会を形成していくことが強く求められています。引き続き地域における資源回収団体への助成やごみの減量化、資源化に取り組んでまいります。

また、新清掃工場の整備については、現在広域建設を軸に検討を進めておりますが、早期にその方向性を示してまいりたいと考えております。

安全なまちづくりについては、自然災害の被害を最小限に食い止めることが求められることから、地域の実情に合った組織的な防災活動が重要であり、自主防災組織づくりに引き続き啓発、支援をしてまいります。

本年度で通信衛星による地震・気象情報などを受信する全国瞬時警報システムの受信設備の整備を進めておりますが、新年度は、このシステムと連動し緊急地震速報や災害時における避難情報などを住民に速やかに伝達するため、同報系防災行政無線整備に向け実施設計に取り組んでまいります。

住宅の耐震化への取り組みの支援として、良好な住まいづくりを実現するための住宅相談会、耐震診断や既存木造住宅耐震改修工事に要する経費の一部について引き続き助成してまいります。

防犯、交通安全については、関係機関と協力し、交通安全意識やマナーの高揚を図るとともに、道路点検パトロールや交通安全施設の整備に取り組んでまいります。

また、青色回転灯による防犯パトロールの実施等住民と協働のもと、住民の安全を守り、住みよい地域社会の実現に向け努めてまいります。

放置自転車等の対策について、本年3月から施行の自転車等の放置防止に関する条例により取り組んでまいります。

次に、5点目の「活力湧き出る産業振興のまちづくり」につきましては、農業振興では、国の新たな施策である米の戸別補償制度モデル事業及び食料自給率向上に向けた水田利活用自給力向上事業に取り組んでまいります。

また、担い手となるべき農業者を育成し、優良農地を確保するとともに、耕作放棄地の解消に向けた取り組みを進めるとともに、地域特性を活かした野菜や花卉作物の品質の向上に努め、産地銘柄の確立、地産地消の奨励について積極的に取り組んでまいります。

農地や農業用水等の農業資源の適切な保全管理を地域ぐるみでの共同活動に取り組む地域の活動を引き続き支援してまいります。

また、良好な田園維持と効率的な農業の推進のため、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業」、「水と農地活用促進事業」、「町単独土地改良事業」等により、農道・水路等基盤整備に引き続き取り組んでまいります。

商工業振興については、長引く景気の低迷により、町内商工業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。事業の運転・設備・改造資金を必要とする中小企業者に対する資金融資制度について、融資額上限の拡大や借り換え制度の導入など、現行制度の拡充を図りながら引き続き実施してまいります。

観光振興については、本町は地域の自然資源や唐古・鍵遺跡を始めとする歴史・文化資源に恵まれた町であり、本町の地域活性化のためにも観光によるまちづくりが大切な要素であり、関係機関団体と連携し各種イベントに積極的に取り組み、町内外との交流を進め、多くの人々が本町に来ていただけるよう取り組んでまいります。

また、本年1月から開催されております平城遷都1300年祭に関連して、磯城郡3町が共同し、広域歴史探訪ウォークを開催し、観光地である奈良と明日香の間に位置する「大和国中」を発信してまいります。

次に、6点目の「効率的な計画推進をめざしたまちづくり」につきましては、まちづくりは住民との協働が必要であります。住民の声を大切に、創意と工夫によるまちづくりを推進するため、町政への住民参加の機会を拡大し、広報、広聴活動を充実してまいります。また、町政に関する情報の透明性を高め、住民の町政への理解と参加を推進するため、行政情報等の情報公開を積極的に進めてまいります。

行政評価制度については、施策や事務事業の目標の達成度や、費用対効果を客観的に評価し、継続的な業務改善に取り組むとともに、透明性の高い行政運営の実現のため、現在事務事業評価を行っております。新年度は事務事業評価をデータベー

ス化するシステム構築に取り組んでまいります。

人事管理制度構築については、公務員制度は能力・実績に基づく人事管理を基本とする成績主義が原則であり、人事評価システムの構築とその結果を人事管理の基礎とする制度の円滑な導入に向け引き続き取り組んでまいります。

基幹系電子計算システムについて、電算経費の削減と事務の効率化を図るため、県内市町村が広域的な連携をとり、共同利用等の検討を進めてまいります。

歳入の確保として、町税の徴収率の向上に努めていますが、厳しい財政状況や負担の公平性の確保から未納者に対する催告など、早期の対応による滞納の新規発生を抑制を図るとともに、納税相談の実施や夜間納税窓口の開設を継続するほか、悪質な滞納者の場合などは、預金等の差し押えや差し押え物件の公売など、強制執行を実施するなど、徴収の強化を図ってまいります。

以上の認識のもと編成をいたしました平成22年度各会計予算案につきましては、一般会計予算案は、99億7,000万円とし、前年度当初予算と比較いたしまして、4億7,300万円、5.0%の増でございます。

国民健康保険特別会計予算案は、32億7,002万6,000円とし、前年度当初予算対比7,237万7,000円、2.3%の増でございます。

住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案は、407万1,000円とし、前年度当初予算対比437万3,000円、51.8%の減でございます。

公共下水道事業特別会計予算案は、16億7,906万6,000円とし、前年度当初予算対比2億8,348万3,000円、14.4%の減でございます。

老人保健特別会計予算案は、770万3,000円とし、前年度当初予算対比2,011万4,000円、72.3%の減でございます。なお、平成22年度末で廃止となります。

後期高齢者医療特別会計予算案は、3億6,340万6,000円とし、前年度当初予算対比3,835万6,000円、11.8%の増でございます。

介護保険特別会計予算案は、20億1,671万8,000円とし、前年度当初予算対比2億3,320万円、13.1%の増でございます。

磯城郡介護認定審査会共同設置特別会計予算案は、1,260万円とし、前年度当初予算対比115万円、8.4%の減でございます。

水道事業会計予算案は、収益的勘定は8億827万2,000円とし、前年度当初予算対比1,274万円、1.6%の減であり、資本的勘定は5億2,049万2,000円とし、前年度当初予算対比6,758万5,000円、14.9%の増でございます。

続きまして、新年度各会計予算案を除く各議案につきまして、その概要を申し上げます。

議第12号、平成21年度田原本町一般会計補正予算（第7号）につきましては、今回の補正予算額は1億5,441万4,000円の増額で、予算総額は100億8,485万6,000円となります。

補正内容は、歳出、民生費、783万5,000円の増額は、障害者福祉費の国庫負担金精算による返還金359万1,000円、福祉基金積立金6万5,000円及び子ども手当支給に係るシステム改修業務委託料417万9,000円でございます。

衛生費4,612万9,000円の増額は国保中央病院組合負担金で、地方財政措置の拡充により、交付税算入の病床単価の増や新たに救急告示病床数分が創設されたこと、また、救急告示病院分が本町に一括算入になったことなどによるものでございます。

土木費のうち2,500万円の増額は、公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。

次に、国の補正予算を活用する地域活性化交付金対象分に係る補正についてご説明を申し上げます。

まず、予算計上済みの地域活性化・経済危機対策臨時交付金分について、既定対象事業の契約額が減となったことにより調整を図るもので、増額分の総務費600万円は本庁舎内及び庁舎外施設のデジタルテレビの購入、土木費600万円は駅前広場や公園に防犯カメラを設置するもの、消防費350万円は消防自動車車載無線機等の購入でございます。減額分3,100万円は、教育費のデジタルテレビの購入でございます。

次に、国の第2次補正予算に盛り込まれた地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等が対象となる地域活性化、きめ細かな臨時交付金分として、農林水産業費

2, 820万円の増額は農業基盤対策事業1, 570万円と、水と農地活用促進事業1, 250万円で、土木費6, 275万円の増額は、道路新設改良事業4, 475万円と、一般下水路事業1, 800万円でございます。

補正財源は、地方交付税、国県支出金、地方債、繰越金等であり、財政調整基金繰入金1億円を減額し調整を図るものでございます。

繰越明許費につきましては、第2款総務費、第1項総務管理費、デジタルテレビ整備事業費600万円ほか10件で、予算計上の時期や事業進捗に不測の時間を要したことなどから、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度へ繰り越すものであります。

地方債補正は、借入限度額6億890万円を5億9, 990万円に減額するものでございます。

次に、議第13号、平成21年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、今回の補正予算額は75万6, 000円の増額で、予算総額は31億9, 840万5, 000円となります。

補正内容は、歳出、総務費75万6, 000円の増額で、70歳から74歳の医療費自己負担増の凍結措置の延長等の高齢者医療制度円滑運営事業に伴うシステム改修業務委託料でございます。

補正財源は、国庫支出金でございます。

次に、議第14号、平成21年度田原本町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、予算規模に変更はなく、歳入区分の補正でございます。

補正内容は、使用料を2, 500万円減額し、繰入金の増額で調整を図るものと地方債補正は公共下水道事業分を1, 390万円増額し、特定環境保全公共下水道事業分を同額減額するものでございます。

次に、議第15号、平成21年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、今回の補正予算額は11万3, 000円の増額で、予算総額は19億3, 700万7, 000円となります。

補正内容は、歳出、基金積立金11万3, 000円の増額で、基金から生じます利子収入の増収分を積み立てるものでございます。

補正財源は、財産収入でございませう。

次に、議第16号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、労働基準法、地方公務員法等の改正により1カ月に60時間を超える超過勤務を行った職員に対して、超過勤務手当の引き上げ分に代えて代休時間を指定できることとするものでございます。

次に、議第17号、田原本町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、度重なる不祥事に私と副町長につきまして、その管理監督責任により給料を減額するものでございます。

次に、議第18号、田原本町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例につきましては、子どもの健康保持及び福祉向上の観点から、入院に係る医療費助成を小学校卒業までの児童に拡大する改正でございます。

次に、議第19号、田原本町営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例につきましては、町単独土地改良事業に要する費用のうち、工事請負費の100分の30を分担金として徴収するものでございます。

次に、議第20号、田原本町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例につきましては、町道田原本駅前広場線にバス及びタクシー待機場を設置することによる事業者から占用料金を徴収するものでございます。

次に、議第21号、田原本町道路附属物自動車駐車場条例につきましては、田原本駅・西田原本駅周辺地域の道路交通の円滑化を図るため、自動車の送迎等による駅前広場の混雑緩和を目的として、田原本駅前自動車待機場を設置するものでございます。

次に、議第22号、田原本町道路線の認定につきましては、田原本駅前広場線の新規認定及び開発寄附に伴う3路線の認定でございます。

次に、議第23号、権利の放棄につきましては、山辺広域行政事務組合消防庁舎建て替え事業を実施するにあたり、各構成市町村より出資されている「山辺広域振興基金」の一部を取り崩し、当該事業の財源の一部として充当するもので、地方自治法第96条第1項第10号及び山辺広域行政事務組合同規約第14条第1項ただし書きの規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、各議案につきまして、その概要を説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、よろしくご審議を賜りましてご議決をいただけますようお願い申し上げます。

げまして提案理由の説明を終わらせていただきます。

長時間、ご静聴ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして町長の提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

午後1時54分 散会